

令和3年3月30日

兵庫県知事
井戸 敏三 様

公益社団法人 兵庫県保育協会
会長 小林 公正

提 言 書

『子育てするなら兵庫県』をめざして

都市部においても、少子化期にある地域においても、保育事業は、持続可能な地域社会づくりに必須の社会施策である。

その中核を担う、保育所や認定こども園に代表される就学前の保育・教育施設（以下、保育所等）は、それぞれの地域が置かれている社会状況や、歩んできた歴史を尊重しつつ、未来志向で、継続的に充実が図られなければならない。

1 就学前のすべての子どもに保育所保育を

保育所等は、子どもの育ちおよび保護者の生活支援を旨とする施設である。これは、日常的に保育所等を利用するものだけでなく、地域社会のすべての子育て家庭に対して共通である。とりわけ、少子化が著しい地域においては、誰一人取り残さない社会をめざし、就学前のすべての子育て家庭を視野に入れた保育事業を展開することが求められる。

2 保育所を地域福祉の総合拠点の一つに

子どもが暮らすことのできない地域は、いずれ消滅することになる。したがって、持続可能な社会とするためには、子ども家庭福祉施策・事業の充実が必須である。そのため、これからの保育所等には、地域存続さらには地域創生をも意識し、地域住民および地域社会全体を視野に入れた、地域福祉の総合拠点の一つとしての事業展開が求められる。加えて、大規模災害時の支援拠点、日常的な防災防犯の拠点など、地域社会に必須のインフラとなるものであり、安易な統廃合による保育所等の空白地域の拡大は避ける必要がある。

3 保育者の労働環境の充実を

これらの事業展開を可能にするためには、それを担う保育者の、量的・質的確保が必要である。未だ先行きの見えない少子化期の進行は、専門職としての保育者の労働環境の充実を怠ると、今後、保育者の確保を一層困難にさせる可能性がある。そのためには、保育者の処遇改善、働き方改革、地位向上策、資格取得支援策、人材確保策、退職者減少策、離職者復職策、など多様な保育者確保策が求められる。また、質の向上に関しては、研修時間や研修機会の確保策、第三者評価や苦情解決制度など、質の保証担保策などが求められる。これらは、事業者のみならず、国・県・市町など、行政の課題でもある。